

8 公 害

(1) 公害苦情受付件数

(各年度)

種 別	2	3	4	5	6
総 数	91	78	66	56	35
工 場	5	4	2	1	-
ばい煙	-	-	-	-	-
粉塵	-	-	-	-	-
有害ガス	-	-	-	-	-
悪臭	-	1	-	-	-
汚水	-	-	-	-	-
騒音	5	3	2	1	-
振動	-	-	-	-	-
土壌汚染	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
指定作業場	7	6	3	1	3
ばい煙	1	2	1	1	-
粉塵	-	-	-	-	-
悪臭	1	1	-	-	-
騒音	4	3	2	-	3
振動	1	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
建設作業	7	24	37	27	19
ばい煙	-	-	-	-	-
粉塵	1	-	6	11	6
悪臭	-	-	-	-	-
騒音	5	15	11	11	5
振動	1	9	20	4	8
その他	-	-	-	1	-
一 般	72	44	24	27	13
ばい煙	5	14	7	10	8
粉塵	1	-	-	-	1
有害ガス	-	-	-	-	-
悪臭	23	10	5	4	1
汚水	-	1	-	-	-
騒音	38	18	10	13	3
振動	2	-	1	-	-
地盤沈下	-	-	-	-	-
その他	3	1	1	-	-

資料：みどり環境部環境政策課（旧：みどり環境部環境保全課）

(2) 公害の発生地域別受理件数

(6年度)

種 別	総 数	低層住居 専用地域	中高層 住居専用 地 域	住居・ 準住居 地 域	近隣商業 地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域
典型7公害の苦情	35	18	9	3	4	1	-	-
典型7公害以外の苦情	-	-	-	-	-	-	-	-

注：典型7公害とは、環境基本法第二条第三項により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭である。

資料：みどり環境部環境政策課（旧：みどり環境部環境保全課）

(3) 大気汚染緊急時発令状況（オキシダント）

(各年度)

年 度	学 校 情 報	注 意 報	警 報
2	12	2	-
3	7	3	-
4	9	4	-
5	12	3	-
6	19	7	-

資料：みどり環境部環境政策課（旧：みどり環境部環境保全課）
東京都環境局「光化学スモッグの発生状況」

(4) 大気汚染測定状況

(各年度)

年 度	オキシダント (ppm) (O _x)	二酸化窒素 (ppm) (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³) (SPM)
2	0.032	0.012	0.013
	-	0.012	0.016
	-	0.016	0.016
3	0.031	0.010	0.010
	-	0.012	0.013
	-	0.015	0.013
4	0.030	0.010	0.012
	-	0.011	0.013
	-	0.015	0.014
5	0.033	0.011	0.013
	-	0.010	0.013
	-	0.014	0.015
6	0.037	0.010	0.013
	-	0.010	0.013
	-	0.013	0.015

注：1) 測定場所は、上段・田無庁舎屋上一般局、中段・保谷第一小学校校庭一般局、
下段・青梅街道柳沢ガスタンク前自動車排出ガス測定局

2) 表内の数値は、年平均値

資料：みどり環境部環境政策課（旧：みどり環境部環境保全課）
東京都環境局「大気汚染常時測定局測定結果報告」

(5) 石神井川の水質

(各年度)

年 度	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)
2	100 以上	6.9	9.6	0.7	1
3	100 以上	6.7	9.9	0.9	1
4	100 以上	6.7	10.4	0.9	1
5	92	6.9	10.0	0.8	2
6	100	6.9	10.7	0.9	2

注：1) 測定場所は、石神井川溜漕橋

2) pH：水素イオン濃度、DO：溶存酸素量、BOD：生物化学的酸素要求量、SS：浮遊物質

3) 表内の数値は年平均値（BODを除く）、透視度は整数部のみ表示

4) BODについて、測定したデータのうち75%の値（75%水質値）をもって、環境基準の適合を判断する。

資料：みどり環境部環境政策課（旧：みどり環境部環境保全課）

(6) 白子川の水質

(各年度)

年 度	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)
2	100 以上	7.1	7.8	2.6	2
3	96	7.0	7.1	4.6	2
4	95	7.0	7.8	2.8	2
5	100	7.2	8.1	2.1	3
6	100	7.3	8.1	3.2	1

注：1) 測定場所は、白子川（下保谷3-6付近）

2) pH：水素イオン濃度、DO：溶存酸素量、BOD：生物化学的酸素要求量、SS：浮遊物質

3) 表内の数値は年平均値（BODを除く）、透視度は整数部のみ表示

4) BODについて、測定したデータのうち75%の値（75%水質値）をもって、環境基準の適合を判断する。

資料：みどり環境部環境政策課（旧：みどり環境部環境保全課）